保護区の存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定に基づき鳥獣徳島県告示第四百七十一号

令和元年十月三十一日

鳥獣保護区				急獣保護	鳥獣保護区の保護に関する指針3県知事 飯泉 嘉
の名称	区	面積	存続期間	指定区分	指定目
土柱鳥獣保	阿波市阿波町北山の市道栩ヶ窪北山線終点を起	<b>│</b>	令和元年十一	森林鳥獣生息地	この区域は、 回波市出西部
護区	点とし、同所から同市道を東に進み市道桜ノ岡栩	クタール	月一日から令		に位置し、クヌギ、コナラ等
	ヶ窪線との交点に至り、同所から同市道を南に進		和十一年十月		を主体とする落葉広葉樹林と
	み市道小倉栩ヶ窪線との交点に至り、同所から同		三十一日まで		なっており、野生鳥獣の生息
	市道を南に進み市道阿讃山麓線との交点に至り、				環境として良好であると認め
	同所から同市道を西に進み市道赤坂四号線との交				られることから、鳥獣保護区
	点に至り、同所から同市道を西に約四 メートル				に指定し、良好な生息地の確
	進み里道との交点に至り、同所から同里道を稜線				保を図る。
	沿いに北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区				
	域				
仁賀木鳥獣	阿波市市場町日開谷字仁賀木の林道長谷線仁賀	一七四へ	同	同	この区域は、
保護区	木小橋を起点とし、同所から仁賀木谷川を北に進	クタール			森林地帯であり、
	みジロセ谷との交点に至り、同所から更に同川を				も恵まれ、鳥獣の生息に適し
	北に約八 メートル進み通称アゲフデ谷との交				ていることから、鳥獣保護区
	点に至り、同所から同谷を東に進み徳島県と香川				に指定し、良好な生息地の確
	県との境界線との交点に至り、同所から同境界線				保を図る。
	を南東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界				
	線との交点に至り、同所から同境界線を南西に約				
	メートル進んだ地点に至り、同所から稜線				
	を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域				
津乃峰鳥獸	阿南市見能林町の津峯参拝リフト陣ヶ丸駅を起	ニヘク	回	身近な鳥獣生息地	、中国国のコ
保護区	点とし、同所から八大神社本殿との見通し線を南	タール			あり、神社境内林を中心に天
	東に進み同神社本殿に至り、同所から参道を南に				然広葉樹林が残され、鳥獣の

好な生息地の確保を図る。			を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	
ら、鳥獣保護区に指定し、良			境界線を西に進み南舎心山に至り、同所から参道	
境に極めて適していることか			角点に至り、同所から阿南市と那賀郡那賀町との	
は水源も多く、鳥獣の生息環			一・五メートル)との見通し線を南に進み同三	
成しており、また、区域内に			同森に至り、同所から三等三角点大滝寺 (標高六	
はスギ古木によって深山を形			同所から通称龍神の森との見通し線を南東に進み	
一番太龍寺を中心とし、周辺		タール	ら参道を北東に進み通称仁王門の四ツ辻に至り、   タ	保護区
この区域は、四国霊場二十	同	四五ヘク 同	阿南市加茂町の太龍寺本堂を起点とし、同所か   四	太龍寺鳥獣
			線で囲まれた一円の区域	
			に至り、同所から同リフトを東に進み起点に至る	
			所から参道を東に進み津峯参拝リフト津峯神社駅	
			所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同	
<b>ි</b>			との見通し線を北西に進み同跡地西端に至り、同	
し、良好な生息地の確保を図			長浜線との交点に至り、同所から採石場跡地西端	
ことから、鳥獣保護区に指定			、同所から同アスファルト道を南に進み市道東分	
生息環境に極めて適している			進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り	